

第3章

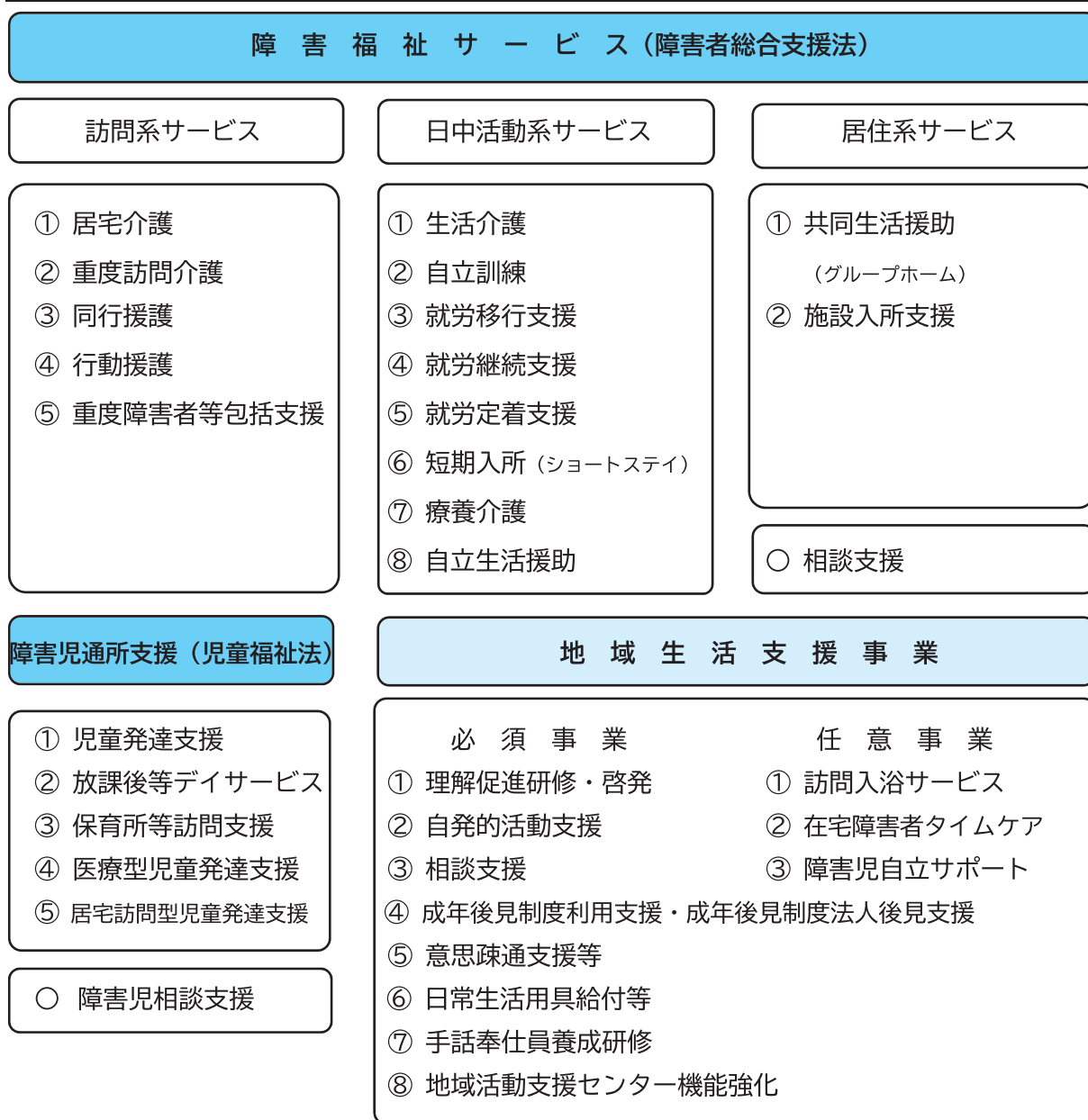
障害福祉サービス等の見込み量と 確保の方策

本章では、障害福祉サービス*等の種類ごとに、必要な量の見込みとその見込み量の確保のための方策を示します。

量の見込みにあたっては、計画の基本的な方向で示した考え方を参考とし、これまでの実績や当事者のニーズ、支援者の意見、事業所における今後の事業展開の意向等を踏まえて、見込んでいます。

1 障害福祉サービス*等の体系と見込み量推計の考え方

(1) 障害福祉サービス等の体系



(2) 見込み量推計の考え方

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間における利用実績
- 当事者や関係団体、事業所調査等から得た利用ニーズの動向
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 特別支援学校*卒業者数
- 入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数
- 平均的な1人当たり利用量 等

2 見込み量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■訪問系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第5期実績			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	8,853	8,996	9,321	9,580	9,839	10,097
	人/月	531	558	573	588	604	620
重度訪問介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	561	1,291	1,162	1,188	1,214	1,239
	人/月	4	5	5	5	5	5
同行援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	828	834	846	848	851	853
	人/月	66	66	70	70	70	71
行動援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	1,031	966	1,303	1,351	1,400	1,448
	人/月	59	57	65	67	70	72
重度障害者等 包括支援	時間/月 (延べ利用時間/月)	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所	
	令和元年度末	令和5年度末
居宅介護	43	48
重度訪問介護	42	43
同行援護	12	13
行動援護	7	11
重度障害者等包括支援	0	1

【見込量の確保の方策】

① 居宅介護

需要の高まりに対応するため、事業者に働きかけ、新たな事業者の参入を促進します。

② 重度訪問介護

新たな事業者の参入に必要な支援方法（専門知識や支援技術を持つ従事者の養成、情報提供等）を検討します。

③ 同行援護

引き続き需要が高いことが見込まれるため、県と連携し、ガイドヘルパーの養成・確保に努め、サービスの提供体制の維持に努めます。

④ 行動援護

需要の高まりが見込まれるため、事業者に働きかけ、新たな事業者の参入を促進します。

⑤ 重度障害者等包括支援

需要の有無を見ながら、市内の関係団体やサービス事業者、相談員等からの情報をもとに、サービス実施の必要性について検討します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間（最長2年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

⑤ 就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

■日中活動系サービスの実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分/月 (延べ利用日数/月)	14,724	14,762	14,737	14,841	14,930	15,010
	人/月	806	811	821	827	832	837
自立訓練 (機能訓練)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	291	167	189	174	161	150
	人/月	16	11	12	11	10	9

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	462	507	574	563	555	547
	人/月	45	43	47	46	45	44
就労移行支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,318	1,741	2,152	2,183	2,213	2,243
	人/月	137	105	128	130	132	134
就労継続支援 (A型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,310	2,336	2,432	2,565	2,698	2,831
	人/月	117	121	128	135	142	149
就労継続支援 (B型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	14,444	15,424	15,751	16,358	16,966	17,573
	人/月	888	948	988	1,028	1,068	1,108
就労定着支援	人/月	8	31	34	40	48	58
短期入所 (合計)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,291	1,341	1,561	1,687	1,813	1,938
	人/月	302	272	319	345	370	396
短期入所 (福祉型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,219	1,240	1,436	1,543	1,650	1,757
	人/月	284	250	294	316	337	359
短期入所 (医療型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	72	101	125	144	163	181
	人/月	18	22	25	29	33	37
療養介護	人/月	84	86	87	88	89	90
自立生活援助	人/月	2	3	3	4	5	6
	うち精神障害者	2	3	3	4	5	6

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
生活介護	35	37	—	—
自立訓練(機能訓練)	1	1	62	62
自立訓練(生活訓練)	9	9	125	125
就労移行支援	17	17	181	181
就労継続支援(A型)	7	8	130	150
就労継続支援(B型)	47	55	945	1,100
就労定着支援	9	14	—	—
短期入所(福祉型)	20	25	—	—
短期入所(医療型)	1	2	—	—
療養介護	1	1	—	—
自立生活援助	2	2	—	—

【見込量の確保の方策】

① 生活介護

障害者*の個々の特性に応じたサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。

また、医療的ケアの必要な利用者について、利用者数やニーズの把握に努めるとともに、看護師配置やスタッフの養成等の受入体制整備を図り、事業所確保に努めます。

② 自立訓練

機能訓練サービスは、障害者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携して進めていきます。

生活訓練サービスは、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割や、地域生活移行者の地域定着支援としての役割も担っているため、必要とする利用者が適切にサービスを利用できるよう、入所施設や医療機関と連携して進めます。

③ 就労移行支援

一般就労を目指す障害者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。

障害者雇用について、ハローワーク*等と連携し、雇用先の開拓や障害者とのマッチングの促進、障害者の職域拡大、障害の特性等に応じた適切な職業訓練が受けられるよう支援に努めます。

ジョブコーチの養成確保に努めると共に、ジョブコーチと協働してサービス利用者の定着支援を行うことで、就労移行支援事業所の支援の質の向上につなげます。

学校卒業後の一般就労や、福祉的就労から一般就労への移行を促進するとともに、障害者の就労についての相談支援等、個々の障害の特性に応じた職業選択の支援に努めます。

④ 就労継続支援

A型事業所は、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業であるため、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。

B型事業所は、就労移行支援事業を利用しても就労に至らなかった障害者の移行先としての機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。

A型事業所、B型事業所ともに、事業所内で生産・製作する物品等についての販路拡大や、安定的な売上を確立させるため、事業所、行政、企業等の連携強化を行い、利用者の賃金（A型）、作業工賃（B型）の引き上げにつながるような生産活動の充実を図ります。

⑤ 就労定着支援

平成 30 年度に創設された事業であるため、引き続き事業の周知に努め、積極的な利用を推進します。

定期的な職場訪問や相談を行う事業者と連携し、障害者*が抱える課題を抽出するとともに、雇用企業をはじめとする各関係機関と協力し、障害者*がその特性に合った就労を継続できるよう支援します。

⑥ 短期入所

緊急時の安心の確保や、親亡き後の生活に向けての準備等、短期入所のニーズは高く、障害者のアンケートでもこれから利用したいサービスとして、最も希望が多かったサービスですが、急な利用の希望に沿えない状況や、事業所が少ないといった声が挙がっているため、障害者の地域生活を支える重要な機能として更なる整備が必要であり、各事業所の協力を得ながら全体量を増やし、緊急時に受入ができる体制確保に努めます。

特に、医療的ケアが必要な利用者については、利用できる事業所が限られており、医療機関との連携強化を図りながら事業所確保を進めます。

⑦ 療養介護

療養介護は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできませんが、増加傾向にあるニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービス実施の拡大に努めます。

⑧ 自立生活援助

平成 30 年度に創設された事業で、施設やグループホームから、自宅や一般のアパート等で自立した生活を始める際に有効なサービスとなることが期待されており、必要な障害者が利用できるように周知を図り、利用の促進に努めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、障害者*が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所している障害者に対して、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■共同生活援助の実績と見込み

種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	510	525	542	557	571	586
（うち 日中サービス支援型共同生活援助）	人/月	2	2	2	2	2	2
（うち 精神障害者の利用者数）	人/月	127	131	135	139	142	146
施設入所支援	人/月	281	270	275	274	273	271

注）平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数（住居数）（箇所）		定員数（人）	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
共同生活援助（グループホーム）	112	120	646	700
施設入所支援	6	6	292	292

【見込み量の確保の方策】

① 共同生活援助（グループホーム）

地域移行の受け皿として、また保護者の高齢化により、親亡き後の生活の場として、依然としてニーズが高いサービスであるため、必要とする障害者が待機することなく利用出来るよう、グループホーム数の確保に努めます。

知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では単身生活に向けた準備段階としての利用が多い等、障害の特性や程度に応じてニーズも違い、また、障害の特性に配慮した施設整備を求める声もあるため、引き続き事業者の協力を得ながら障害の特性に応じたグループホームの確保に努めます。

② 施設入所支援

施設入所者については、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、障害者*の特性に応じた移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。

一方で、入所希望の待機者もあることから、関係団体・事業者等とともに、利用希望者の把握を行い、適切なケアマネジメント*により、入所を必要とする人の待機状態の解消に努めます。

(4) 相談支援・地域生活支援拠点

① 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービス*を利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

イ 地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

② 地域生活支援拠点

(成果目標再掲)

障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能に加え、基幹相談支援センター*を設置することで、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

■相談支援の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	603	613	654	687	719	752
地域移行支援	人/月	4	4	4	4	5	6
(うち 精神障害者の利用者数)	人/月	3	3	3	4	4	5
地域定着支援	人/月	20	12	19	20	21	22
(うち 精神障害者の利用者数)	人/月	16	9	15	16	17	18
地域生活支援拠点等の整備	箇所				1	1	1

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
計画相談支援	34	35
地域移行支援	17	35
地域定着支援	17	35
① 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	1
② 運用状況の検証・検討の実施回数	年1回	年1回以上

【見込量の確保の方策】

① 相談支援

身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、基幹相談支援センター*を核とする相談体制の再構築を図ります。

障害者*、障害児*のアンケートでは、サービスを利用するときの心配な点として、「どんなサービスがあるのかわからない。」「どんなサービスが使えるのかわかならない。」という回答が多く、必要とされるサービスの利用につなげるためにも、相談支援事業を周知し、利用の促進に努めます。

地域移行を促進していく中では、地域移行支援、地域定着支援のニーズが高まることが見込まれることから、障害者が地域で安定した生活を送れるよう、相談支援の担い手の育成と確保に努めます。

② 地域生活支援拠点

基幹相談支援センター*を中心とする相談機能／一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供／ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受入／対応機能／人材の確保や養成といった専門性の維持機能／居住支援、障害者*の高齢化に対応した日中活動の場の提供等／「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。

長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

(5) 障害児*通所支援・相談支援

① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。

③ 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

④ 医療型児童発達支援

肢体不自由等のある障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行います。

⑤ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■障害児*通所支援・相談支援の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,792	2,022	2,379	2,603	2,828	3,052
	人/月	165	194	209	228	248	268
放課後等 デイサービス	人日分/月 (延べ利用日数/月)	6,178	7,031	6,942	7,760	8,578	9,396
	人/月	570	639	731	817	903	989
保育所等 訪問支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	44	47	58	65	72	79
	人/月	37	40	46	51	57	63
医療型 児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	176	119	176	176	176	176
	人/月	13	9	13	13	13	13
障害児 相談支援	人/月	181	182	213	235	258	281
居宅訪問型 児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	0	1	2	3	4	5
	人/月	0	1	2	3	4	5

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
児童発達支援(単独) (児童発達支援センター含む)	25	28	230	257
児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)	45	50	430	480
放課後等デイサービス(単独)	45	50	430	480
児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)【再掲】	45	50	430	480
保育所等訪問支援	4	5	—	—
医療型児童発達支援	0	0	0	0
障害児相談支援	19	25		
居宅訪問型児童発達支援	1	1		

【見込量の確保の方策】

① 児童発達支援

発達障害*と診断される児童数の増加により、ニーズは年々高まっているため、必要な児童が

早い段階から支援を受けられるよう、障害の早期発見を担う市の関係機関と連携し、早期療育を実現します。また、集団生活の場の確保や療育プログラムの充実を図り、障害児*とその保護者のニーズに応じた療育・相談体制の整備を進めます。

② 放課後等デイサービス

発達障害*と診断される児童数は増加しており、障害児のアンケートでも、学校や園以外の生活について困っていることとして、「学齢期に通える放課後等デイサービスの受け入れ先が足りない」という回答が20%に上っていて、高まるニーズに応え、必要な児童が成長に応じた適切な支援を受けられるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。

③ 保育所等訪問支援

発達に不安のある児童が、身近な地域の中で、地域の児童と関わりを持ちながら保育を受けられるよう、保育所等訪問支援事業所数を確保し、保育所等と連携してサービスの実施体制の充実を図ります。

④ 医療型児童発達支援

医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできないが、必要とする障害児とその保護者のニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

⑤ 障害児相談支援

年々増加している相談数に対応できるよう、新規事業者の参入を図り、相談支援体制の強化に努めます。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

利用を希望する児童が、希望する量の利用を継続できるよう、提供体制の維持に努めます。

(6) 発達障害者*等に対する支援

① 発達障害者（児）及び家族等の支援

ア パアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入

ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入し、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

イ パアレントメンター養成等事業

ペアレントメンターを養成し、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

ウ ピアサポート*推進事業

ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

(7) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

障害者週間啓発事業やタウンミーティング、障害児発達支援研修・啓発事業に取り組み、同時に広報による周知・啓発を行っています。

地域共生社会の考え方のもと、障害者への理解を促すための事業を引き続き行います。

② 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援する事業で、障害者の福祉について市民の関心と理解を深め、障害者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めるために、障害者団体が行う障害者団体社会活動事業に対し、障害者団体社会活動事業補助金を交付します。

③ 相談支援事業

地域の障害者等とその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護*のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本市では、障害のある人の一般的な相談支援を行うとともに、障害児*、障害者虐待、差別解消、地域移行に関する専門分野の相談支援を指定相談支援事業所に委託して、相談支援センターを設置・運営しています。

なお、相談支援事業については、7箇所の相談支援センター、2箇所の発達相談支援センター、障害者権利擁護サポートセンター、障害者地域移行コーディネートセンターを合わせた11箇所の相談窓口について、令和3年度以降から相談支援専門員を、北部・南部の相談支援センターに集約配置し、障害福祉分野の総合的な相談窓口として新たに開設します。

また、基幹相談支援センター*については、7箇所の相談支援センターの機能を強化し、基幹

相談支援センターと位置づけてきましたが、今後、発達相談支援センター、障害者権利擁護サポートセンター、障害者地域移行コーディネートセンターを含む基幹相談支援センター*の設置を目指します。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービス*を利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度*の申し立てに要する経費の全部又は一部について補助を行います。

また、成年後見制度法人後見支援事業として、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

⑤ 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、視覚又はその他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読又は音声訳による支援等を行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い日常生活の便宜を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

聴覚障害者等の生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深め、日常会話に必要な手話語彙及び表現技術を習得した手話奉仕員養成のため、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」に委託し、講座を開講します。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出（概ね8時間で用務を終えることが可能な公共交通機関等による外出。ただし、通院・通勤・通学及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は除く。）を支援します。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

■地域生活支援事業（必須事業）の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進 研修・啓発事業	啓発人数	630	652	650	700	800	900
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	箇所	11	11	11	6	6	6
うち 基幹相談 支援センター*等 機能強化事業	箇所	7 (7)	7 (7)	7 (7)	2 (8)	2 (8)	2 (8)
成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業							
成年後見制度利用支 援事業（市長申立）	件	6	6	6	7	7	7
（参考） 成年後見支援センタ ーにおける制度利用 についての相談	件	462	469	502	507	513	518
意思疎通支援事業等							
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	件	978	1,094	1,140	1,213	1,285	1,358
手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆 記者養成事業登録者 数	人	46	46	46	46	47	47
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成事業登録 者数	人	25	17	25	25	25	25
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	件	103	88	100	100	100	100
失語症者向け意思疎 通支援者養成事業登 録者数	人	-	-	-	1	2	3
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	20	30	30	32	34	35
自立生活支援用具	件/年	70	72	72	73	73	73
在宅療養等支援用具	件/年	50	66	62	62	63	63
情報・意思疎通支援 用具	件/年	77	66	70	70	71	72

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排せつ管理支援用具	件/年	6,669	6,730	6,853	6,935	7,017	7,098
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	4	4	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業修了者数	人	23	28	30	30	35	40
移動支援事業	人/年	384	395	400	400	400	400
	時間/年	21,049	20,678	21,165	21,165	21,165	21,165
地域活動支援センター機能強化事業							
合計	事業所数	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)
	利用者数	196.7	190.7	195	195	195	195
うち定員20人以上 (旧Ⅰ型)	事業所数	4	4	4	4	4	4
	利用者数	77	82.6	80	80	80	80
うち定員15人以上 19人未満 (旧Ⅱ型)	事業所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	40.7	44.2	45	45	45	45
うち定員10人以上 15人未満 (旧Ⅲ型)	事業所数	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)
	利用者数	79	66.3	70	70	70	70

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

注) 基幹相談支援センター*等機能強化事業の箇所数は相談支援事業掲載数値の内数で、()内は相談支援専門員*の人数

注) 地域活動支援センター機能強化事業の()内は基礎的事業のみを実施する事業所を含む。

注) 地域活動支援センター機能強化事業利用者数は一日当たりの実利用者数(平均)

【見込量の確保の方策】

① 理解促進研修・啓発事業

障害に対する理解促進のため、啓発用のリーフレット等を作成し、広く市民に普及・啓発を行います。

障害福祉サービス*事業所や関係機関についてのガイドブック等を作成し、障害者*や障害児*が施設を利用し易くなるように努めます。

長野市障害ふくしネットと協働し、全体協議会やタウンミーティング、障害者週間啓発事業を実施し、地域の課題の共有や、解決策の協議を行うとともに、障害への理解と啓発に努めます。

障害福祉サービス*事業所と地元の企業、関係者が参集し、情報共有を行い、障害者*雇用の促進を図ります。

障害者を含むすべての人が利用しやすく、心のバリアフリー*に対応できる店舗を増やし、障害者の社会参加の促進と地域住民の障害者理解を深めるため、令和元年度に制定した「やさしいお店登録制度」の普及に努めます。

② 自発的活動支援事業

引き続き各団体が行う障害者団体社会活動事業への補助を実施し、障害者の自立と社会活動への参加を促進するための活動を支援します。

③ 相談支援事業

複数の専門員を南部と北部に設置する相談支援センターに集約して配置し、障害福祉分野の相談窓口として位置づけ、地域に根差した支援を推進します。

地域の専門的な相談支援を行う中核的な機関である、基幹相談支援センター*の設置を目指し、障害種別に関わらない相談、ワンストップ窓口による相談等、相談体制の充実を図ります。

地域の社会資源等の情報収集や提供、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせ利用を促すコーディネート機能が重要となることから、引き続き関係機関と連携し、基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の連携強化を図り、市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及・啓発を図ります。

地域の身近な相談窓口として、本市が委嘱している心身障害者相談員について広く周知するとともに、相談員の活動を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

引き続き成年後見制度活用パンフレット等による制度の周知を図るとともに、制度利用に関わる関係機関と連携し、制度利用が必要な人への利用につながるよう努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、認知症高齢者等の成年後見利用支援等を行う市の地域包括ケア推進担当課や、日常生活自立支援事業を行う（社福）長野市社会福祉協議会*との連携を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業等

長野県及び市の委託機関と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成や派遣を行い、障害者がコミュニケーションにおいて感じる障壁がなくなるよう努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害者及び障害児*のニーズの把握に努めるとともに、生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

福祉用具取扱い機関との連携を図り、日常生活用具の新たな技術開発や改造等の動向について情報を収集し、追加品目の導入を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

引き続き事業継続と研修の周知や啓発に努めるとともに、手話奉仕員養成講座の基礎課程を復習しながら、手話通訳者養成講座の前段となるレベルアップ講座を開講します。

語彙（ボキャブラリ）及び手話表現技術の習得者を養成するため、手話奉仕員養成入門講座と手話奉仕員養成基礎講座を開講します。

⑧ 移動支援事業

障害者*及び障害児*のアンケートにおいて、障害者の7割、障害児の9割弱が、外出時の移動手段として「自家用車」を挙げており、そのうち、「自家用車」が利用できなくなった場合に、移動手段が「ない」と回答した人が5割強に上っていて、本事業を実施する上での課題を把握するとともに、自家用車によらない方法で障害者が円滑に外出できるよう検討します。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者が障害特性に応じて活動できる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、創作的活動や生産活動の機会の提供や、重度障害のある人の創作活動等日中活動の場の確保を図るとともに、利用者の社会参加の促進を行い、地域生活を支援する体制強化を図ります。

障害福祉サービス*のような支給決定やプラン作成を要さないことから、利用にあたっての制限がない一方、個々の障害の特性に応じた支援となるような体制づくりが必要です。

(8) 地域生活支援事業（任意事業）

① 訪問入浴サービス

重度の障害者や難病*患者で一人での入浴が困難な場合の入浴支援や介護者の入浴介助の負担軽減のため、移動入浴車による居宅での入浴サービスを提供します。

② 在宅障害者タイムケア事業（日中一時支援事業）

障害者等の介護者が一時的に家庭において介護ができない場合、事前に登録してあるタイムケア介護者（団体又は個人）が時間預かりの介護サービスを提供します。

③ 障害児自立サポート事業（日中一時支援事業）

障害児に対し、食事、排せつ等の介護や、自主性、社会性及び創造性が向上する支援をし、安心した日常生活を送れるようサービスの提供をするとともに、保護者の介護にかかる負担軽減を図ります。

■地域生活支援事業（任意事業）の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人/年	19	22	22	23	24	25
在宅障害者等タイムケア事業	人/年	595	623	635	648	658	668
障害児自立サポート事業登録者数	人/年	556	557	603	613	622	631

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数（箇所）	
	令和元年度末	令和5年度末
訪問入浴サービス事業	5	5
在宅障害者等タイムケア事業	31	31
障害児自立サポート事業	39	39

【見込量の確保の方策】

① 訪問入浴サービス

必要な人に適切にサービスの提供ができるよう、事業者との連携を図りながら、事業を推進します。

② 在宅障害者タイムケア事業（日中一時支援事業）

適切にサービスが提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

③ 障害児自立サポート事業（日中一時支援事業）

利用ニーズは今後も増加が見込まれますが、介護者である家族に対する支援としての本事業を、必要な人に適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

